

# 平成30年度第1回長久手市障がい者自立支援協議会

## 計画評価部会 議事録要旨

### 議事録

#### 1 あいさつ（計画評価部会長）

ながふく障がい者プランについて、進捗状況と自己評価に対する二次評価及び今後3年間の目標の確認を行う。協力をお願いしたい。

#### 2 議題

##### (1) ながふく障がい者プランの進捗状況及び評価について

###### ア 第3次長久手市障がい者基本計画（重点施策）

くながふく障がい者プランの14個の重点施策について、資料1及び別紙1をもとに、各専門部会長及び担当課から進捗状況、自己評価及び今後3年間の目標についての説明を行い、その後委員で自己評価に対する2次評価を実施

##### ① グループホーム整備への支援（担当：福祉サービス支援部会）

担当部会長：現在長久手市には2カ所のグループホームがあり、平成30年度にもう1カ所開設されることとなった。整備が進んでいるように見受けられるが、実際のニーズを満たしているかを判断するためには、必要としている人数の把握が課題である。

今後は適確なニーズの把握及び入居者に対する質を高めることを目標とする。平成29年度は設置を目標としていたため、自己評価はAとした。

委員：進行管理シートの目標についての記載を箇所数でなく人数に変えるべきである。また、それに沿って記述の変更も検討すべきではないか。

担当部会長：ニーズ調査は非常に重要であるが、具体的な方法は検討できていない。

委員：グループホームのために家を貸したい人がいたが実現できなかった。実現させるためには、市の支援があると良い。

委員：グループホームを必要としている人数を正確に把握するためのニーズ調査を、どのように行うかが重要な課題である。長久手市にグループホームを開設したとしても、他市町の方々に埋まってしまっは市民のためにならない。長久手市のニーズにそった長久手市のための支援が必要である。

また、質の問題については、県でも入所者への窓口調査を行い、入所者に対するグループホームの質を把握することが決定した。質を高める取り組みも重要である。

⇒ 平成30年度1カ所の開設が決定しているため、2次評価は、Aとする。

② グループホームの体験利用の促進（担当：福祉サービス支援部会）

担当部会長：数年前からグループホームの整備に取り組んでいるが、障がい者本人やその家族も、グループホームがどのような場所なのかをよく知らないという現状がある。名古屋市では3ヶ月を1クールとした先進的な体験利用を実施している。体験利用は本人にとってグループホームでの生活が合うか合わないか、家族と離れてどうなるか、グループホームを生活の拠点とした場合の利用中のサービスとの兼ね合い等、様々な視点からの経験が得られる。これらは全てやってみないとわからないことである。地域生活支援拠点の中にグループホーム体験利用は盛り込まれており、そのような動向も念頭におきながら事業実施に向けて協議を行っている。実際に体験利用を実施したわけではないため自己評価はBとした。

評価部会長：法改正が頻繁にあるため、その動向に合わせることは難しいが、体験利用ができるようになることは良いことである。

委員：名古屋市の取り組みを参考にしているとのことだが、市町村規模がかなり異なる。日進市でも体験利用を行っているが、体験できるのはその事業所の利用者に限定するといった狭い意味での体験利用事業である。名古屋市は市民であれば誰でも利用できるという広い意味での事業。長久手市はどちらで考えているか。

担当部会長：名古屋市を参考に広い意味で行いたいと考えている。支援コーディネーターを配置し、初めにアセスメントを行う。グループホームの空き部屋を利用するため、他利用者の混乱を避けるための調整が必要である。年内に必要な事務手続き等具体的な検討を行い、年明けの事業開始を目標としている。

委員：体験とショートステイは別か。

担当部会長：ショートステイはあくまで短期入所であり、ご家族の休息が主な目的となる。体験利用は3ヶ月を1クールとしている。1ヶ月や2ヶ月では不安要素が多く、ご本人の生活拠点がグループホームになったときにどう変化するのが、3ヶ月経つとようやく見えてくる。ショートステイとは入所期間や目的が異なる。

委員：地域生活支援拠点に緊急のショートステイは含まれるのか。先日刈谷市内の事業所を見学したが、そこでは30日間グループホームを体験でき、また、市から要請があった場合は緊急に1月入所できるとのことであった。

担当部会長：今目指している体験利用の仕組みと、緊急ショートステイは別である。

⇒ 2次評価は、Bとする。

③ 基幹相談支援センターの設置（担当：事務局会議）

事務局：近年障がい者の相談に関する状況は、重度障がいや重複障がいの方についての相談が増加傾向にあり、抱える悩みや問題も複雑化し、困難なケ

ースが増えてきている。そのような状況に対応できる体制を整えるため、これまでの相談支援センターを基幹化し、体制を強化することを検討してきた。実際に平成30年4月に基幹相談支援センターを設置することができたため自己評価はBとした。

今後の展開として、平成30年度は地域生活支援拠点の整備を見据え、人材育成や困難事例への支援等についての連携強化を推進する。来年度は地域生活支援拠点についての、本市で必要となる機能や課題等を整理する。また、基幹相談支援センター設置後の1年間を振り返り、センターの役割等の見直しを行う。2020年度は地域生活支援拠点を整備することを目標とする。

評価部会長：目標についても特に修正等の必要はない。

⇒ 2次評価は、Bとする。

#### ④ 個別訪問調査の実施（担当：事務局会議）

事務局：近年、障害者手帳を所持しているが福祉サービス等を利用しておらず、社会との関わりがない障がい者についての問題が、大きくなってから発覚するケースが増えている。そのような方々を早期発見し適切な支援へ結びつけることを目的とし、平成28年度から個別訪問調査を開始。平成29年度も実施できたため自己評価はBとした。

今後も、新しく手帳を取得された方や転入者等への調査を実施するとともに、過去に訪問調査した方々のフォローアップも行っていく。

評価部会長：今後も継続するという事で間違いないか。

事務局：継続する。

委員：調査の対象がサービスを利用していない人とのことだが、このサービスとは何を指しているのか。また、調査結果を今後どのように活用していくのか。

事務局：個別訪問調査の対象者は、障害者手帳を所持している15歳以上の人のうち、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用しておらず、かつ避難行動要支援者に登録がなく高齢者実態把握調査の対象でない、生活保護等のその他各種支援を受けていない人である。知的障がい及び精神障がいの人から訪問している。実施したあとに必ず振り返りの会議を行っており、その後の支援方法を検討している。

委員：対象者の抽出方法はどのようなか。

事務局：抽出方法について、障害福祉サービス利用者は福祉課で、介護保険サービス利用者は長寿課でそれぞれ把握しているため、利用者を訪問対象者から除いている。避難行動要支援台帳登録者等も同様。そのため市に何の情報もなくただ障害者手帳を所持しているという人が、何かあったときに誰がどのように支援するのかといったことを訪問して調査している。

委員：障がい者のみで障がい児は対象とならないのか。

事務局 : 対象は15歳以上としており、義務教育期間は学校等で見守りができるため調査の対象からは除いている。

委員 : 保健センターや子育て支援センターの乳幼児についての訪問調査とは別のものか。

事務局 : 別のものである。

⇒ 2次評価は、Bとする。

#### ⑤ 乳幼児期からの療育支援体制の整備（担当：児童教育支援部会）

担当部会長：平成29年度は児童教育支援部会において、乳幼児期からの療育支援体制について整備をし「長久手市児童発達支援センター運営基本計画」を策定した。センターとしての建物のあり方だけではなく、センターを拠点とした途切れのない支援の形を検討した。自己評価は、計画を策定することができたためBとした。

今後はセンターを中心とした、保育・教育・福祉の連携による療育支援体制を検討する作業部会を設置する。今年度は、福祉サービス事業所が知っておくべき療育支援体制の基礎的な事項について、研修等を行う。

平成32年度は相談機能の整理を実施予定である。

⇒ 2次評価は、Bとする。

#### ⑥ 各保育園等への巡回相談（担当：児童教育支援部会）

担当部会長：保育所等巡回相談は平成27年度より実施しているが、平成29年における実績は0件である。就学前児童の福祉サービス利用者数が大幅に増加しており、既にサービスを利用している児童については巡回相談の実績とはしないため実績件数は0件となったが、巡回相談は実施しているため自己評価はBとした。センターによる相談については周知が進み、スクールソーシャルワーカー等関係機関が福祉サービスやセンターをうまく利用し始めている。

今後、法定事業である「保育所等訪問支援（児童発達支援センターにおいて事業開始予定）」との関係性について、検討する。

委員 : 中央児相の行っている定期巡回との関係性はどのようになっているか。また、支援の必要な児童を早期発見し支援へつなぐことが重要であるが、保育園や小学校は巡回相談を積極的に利用しているのか。

担当部会長：愛知県の行っている療育等支援事業に基づく巡回相談については障害福祉の分野ではないため、センターでは把握ができない。ただし、保育園は活用しきれていないと感じている。県と市の巡回相談がそれぞれ点在しており、用途別に使い分けるまでに至っていない。このことについては今後、切れ目のない療育支援体制の中で整備していきたい。

巡回相談の積極的な利用については、この事業は各保育園等からの要望があって行う事業であるため、積極的におすすめするといったことはし

ていない。園や学校によって活用方法の良し悪しに差はある。

委員：以前は障がい児の保育を行っている園が限られており、そこを通り過ぎてしまったがために小学校に入ってから困るという家庭があった。乳幼児期における障がい児への支援や理解は非常に重要であり、早期発見を行うためにも積極的に利用して欲しい。

⇒ 2次評価は、Bとする。

⑦ スクールソーシャルワーカーの設置（担当：教育総務課）

担当課：平成28年度に初めて2名配置したスクールソーシャルワーカーだが、平成29年度には精神保健福祉士の資格所有者のスクールソーシャルワーカーを1名増員し計3名となった。目標どおりに進捗しているため自己評価をBとした。今年度は継続して3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、今後より充実を図るために増員を検討していく。

⇒ 2次評価は、Bとする。

⑧ 農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）（担当：就労支援部会）

担当部会長：農福連携を意識しているが、現状長久手市では各事業所が独自に行っているのみのため、自己評価はBとした。まだ市内において具体的な成功事例はなく、障がい者の特性とマッチさせることは容易ではない。今後は物品販売作業部会で、販売や事業所間の連携について検討していく。今後の農福連携の取り組みについての検討をすすめていくというレベルである。

委員：先進地の取り組みを参考に一度試行してみてはどうか。新たに事業を立ち上げることは大変であり、農地を増やすにも限界がある。やって欲しい人とやりたい人をつなぐシステムの構築を検討してはどうか。先進地において様々な成功例があるので、参考となる事例を部会で検討していただきたい。

⇒ 2次評価は、Bとする。

⑨ 就労支援コーディネーターの設置（担当：就労支援部会）

担当部会長：過去3年間に渡って、コーディネーターが身近にいれば就労の機会も増えるのではということで、設置に向けて検討を重ねてきた。地域にはハローワーク等様々な就労支援機関があるが、支援が必要な全ての人に行き届いてはいない。3年間コーディネーターの役割等を検討した結果、コーディネーターの設置がようやく決まった。

今後3年間はコーディネーターを含め、就労支援事業所等についての課題に対して取り組む。設置にこぎ着けたため自己評価はBとした。

⇒ 2次評価は、Bとする。

⑩ 市役所での就労体験の実施（担当：就労支援部会）

担当部会長：一般就労に向けて民間企業等で就労体験を行いたいが、なかなか体験できる機会の提供が少ない。障がい者がどういったことができるか等を検討し、今後3年間は福祉部以外の課でも体験を実施したい。継続的に利用する人が増えていったら良い。平成29年度中、他部では体験が実施できなかったため、自己評価はCとした。ただし、実際利用した方にとっては良かったと聞いているので、今後も市役所全体に協力してもらいたい。

委員：就労移行利用者だけではなく特別支援学校在校生らの体験も検討していただきたい。学校内で様々なことを体験できると良い。体験や就労を希望している能力の高い生徒もいるため、ニーズも多いのではないか。

委員：目標について市役所全体という表記がない。前回の自己評価がAで、今回がCであるということについて、理由をきちんと記載すべきである。また、民間の企業も含め障がい者の雇用率が低い。行政も含めきちんと働ける場をつくっていくことが必要。

⇒ 2次評価は、Cとする。

⑪ 支え合いマップづくり（担当：福祉施策課）

担当課：地域での支え合いは50～100世帯程度の規模が良いとされている。地域でどのような人たちがつながり、支え合いが行われているのか地図を作成することで、地域に必要な見守りや支え合い体制の充実を図っていくことを目的として取り組んでいる。事業は平成26年度から開始し、平成28年度までに6地区で実施。平成29年度は既存の6地区において市民主体に移行し話し合いを継続、新たに2地区でも話し合いを開始したため自己評価はBとした。平成30年度も継続して話し合いが行われている。今後は同様に新規の地区を増やしていき、地域ごとにつながりや支え合いをつくれるよう進めていく。

⇒ 2次評価は、Bとする。

⑫ 障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供（担当：たつせがある課）

担当課：地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーションにおいて、障がい者と地域の人が交流できる取り組みを実施。これまでの3年間、西小学校区の地域共生ステーションにおいて「子育て・いきがい・ケア」という3つのテーマに基づくプログラムが市民主体で行われた。現在も継続されており、共生ステーションは誰でも気軽に足を運べる場であり、障がい者も気軽に立ち寄れる場として提供している。具体的な利用者数は把握していないが、実際に障がいのある人（特に身体障がいのある人）にも利用してもらえているため自己評価はBとした。平成29年11月には市が洞小学校区にも開設し、今後も各小学校区において

の開設を目指す。障がい者に特化しているわけではないが、今後も障がい者と地域の人々が交流できる場をめざす。

委員：こうした評価を行う場合は人数や回数等、評価基準として実績を数値化すると報告も評価もしやすい。またこの取り組みは障がい者が来るのを待つだけではなく、作為的に取り組まないと推進できない。コーディネーター的な人材がいるとよりこの施策が目指すような取り組みになる。

⇒ 2次評価は、Bとする。

#### ⑬ 移動支援の支援員の人材育成（担当：福祉サービス支援部会）

担当部会長：移動支援とは障がい者に外出する機会を提供するサービス。以前からあるサービスではあるが、長久手市では移動支援従事者の不足が重大な問題となっている。土日に親以外と外出するといった余暇支援のケアプランを作成しても、人員不足により実現できない。名古屋市では環境整備が行われており、移動支援員はバス・地下鉄に無料で乗れる等移動支援が地域に根ざしている。また、名古屋市では市独自の資格として移動支援従事者研修を実施している。長久手市でも人材育成に取り組むため、名古屋市を参考に一般市民を移動支援従事者として養成し、障がい者が様々なことを自由に経験できる環境にしたい。平成30年度から養成研修を実施予定のため自己評価はBとした。

⇒ 2次評価は、Bとする。

#### ⑭ 成年後見制度の普及啓発及び理解促進（担当：福祉課、長寿課）

事務局：圏域5市1町で合同委託している尾張東部成年後見センターと連携しながら成年後見制度の周知を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人が不利益を被るのを防ぐことを目的に取り組んでいる。この取組は本計画策定前からの継続事業である。平成29年度もこれまでに引き続き、支援が必要な人に対して制度の周知を行っており、尾張東部成年後見センターや他市町と連携して講演会や研修会の開催や相談も随時受け付けているため、自己評価はBとした。市長申立件数の実績については、障がい者及び高齢者ともに平成29年度は0件となっている。

今後3年間においては、引き続き必要な人には周知を行い制度の利用を促進する。また、市民だけでなく事業所への周知も行い、研修会等への参加の促進を図っていきたい。

委員：制度の利用率が低いため、今年度から成年後見制度利用促進計画策定にかかる圏域での会議が始まった。その中で長久手市のみ昨年度の実績が0件であり、若いまちだからこれで良いのかと話題になった。計画策定については委託して終わりではなく、あくまで市町村計画であり、各市町に関しての取り組みであることが策定委員会に出席してもあまり感じ

られない。会議に出て終わりという雰囲気が全体を通して感じられる。圏域の課題ではなく、市町村の課題であるということをもう少し意識していただきたい。

事務局 : 長久手市における市長申立件数及び尾張東部成年後見センターにおける相談件数が、他市町よりも少ないということは行政としても認識している。その要因として制度の周知不足が挙げられるため、周知については今後3年間のみでなくその後も継続して積極的に行っていく。

⇒ 2次評価は、Bとする。

#### ⑮ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備

(担当：福祉課、健康推進課)

事務局 : 平成30年度版のながふく障がい者プラン（第3次長久手市障がい者基本計画の見直し版）から追加された重点施策である。平成30年度については緊急対応案件を中心に、各関係機関の役割分担についての確認作業を行うとともに、精神障がいに対する理解・啓発にかかる事業について検討する。平成31年度以降は地域包括ケアシステムについての研究や、具体的に長久手市において足りない支援についての協議を行うことを目標とする。

⇒ 平成30年度から開始した施策であるため評価は行わないこととする。

#### イ 第3次長久手市障がい者基本計画（重点施策以外）

<ながふく障がい者プランの重点施策以外の施策について、資料2及び別紙2をもとに2次評価を実施>

委員 : (No. 11について) 生活困窮者相談はどの機関が行っているのか。

事務局 : 社会福祉協議会へ委託している。

委員 : (No. 12について) 出張相談を実施しているとあるが、一部のみの実施なのか。

福祉施策課 : 西小学校区と市が洞小学校区の地域共生ステーションにおいてコミュニティソーシャルワーカーを配置し出張相談を実施しているが、他の小学校区においては配置及び相談が行えていないため、自己評価は一部実施の○とした。

委員 : (No. 16について) 障がい児対応のための研修を1回実施したため自己評価が◎であるのか。

事務局 : 研修は1回であるが、障がい児の受け入れ園を「全園での受け入れ」に向けた計画を策定した。そのため自己評価は◎とした。

委員 : (No. 70について) 選挙においては健常者も、行きたいけれど行く手段がないという方がいる。いくら投票所における環境を整備したとしても行く手段が無ければ行くことが出来ない。そういった方々を考慮して

いただきたい。選挙に限らず他のイベント等に関しても、いくら良い催しでも行く手段がなければ参加できないため、そのような点も考慮し企画をしていただきたい。

委員 : (No. 69について) 研修だけではなく実習も行ってはどうか。福祉課の職員は事業所に行く機会はあるか。

事務局 : ある。

委員 : 事業所へ実習に来る教員がいる。市職員も研修だけではなく実習も検討していただきたい。

委員 : ある市では専門の方を招き、窓口対応を想定したロールプレイを交えた研修が行われた。消防署や市民課等の多機関から参加があり、障がい理解を深めた良い取り組みであった。市役所には多様な方の来庁があるため、窓口対応の研修は大切である。

(No. 15について) 具体的に何をすることがわかりづらい。国の提唱するペアレントトレーニングやペアレントプログラムの取り組みを参考とすれば、地域の事業として家族支援ができると思われる。検討していただきたい。現状のままでは「すぎのこ教室」に通う保護者が中心となってしまう、展開が少し不安である。

(No. 20について) 医療費の助成については市町村格差が激しい。検証及び考慮をしていただきたい。

(No. 27について) ハード面の改修について、長久手小学校及び長久手中学校の改修は非常に良いと思われる。

普通学校の中での特別支援学級の教職員一人配置が認められた。特別支援学級の教職員は孤独・孤立となりがちであり、気がかりである。

#### ウ 長久手市第4期障がい福祉計画

<資料3をもとに事務局から昨年度の実績について報告>

事務局 : 現時点での第4期障がい福祉計画における数値目標と進捗状況、自立支援給付の見込量と実績量の比較をした。

委員 : 地域生活支援事業の見込みについて、見込みが「実施」になっているものに対して、実績が「未実施」とはどういう意味か。

事務局 : 理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業については、長久手市地域生活支援事業の中に、事業を行ったものに対する助成金交付の制度があり、交付申請があること見込んで「実施」としたが、過去3年間の実績として交付申請がなかったために「未実施」となった。また、基幹相談支援センターについては、平成30年4月付けの設置であったため、平成29年度の実績としては「未設置」となった。

(2) その他

＜来年度の計画評価部会及び次期計画策定について事務局から説明＞

事務局 : 来年度の計画評価部会についても、今年度と同様に重点施策以外も含め評価を行いたい。また、次期計画策定については「市民協働」の概念からも2年がかりになる旨ご承知いただきたい。

閉会